







# 協会員の遵守事項位置づけ に「優良」のマークを交付 (案)

- サウナ営業における衛生等管理自主基準が決定され、直ちに、協会員の遵守事項に位置づけ、実施優良施設には「優良施設基準」を設け、その基準を満たした施設には「優良」のマークを交付することになる。
- では「衛生等管理優良施設認定基準」とは、これから審議されるが、少なくとも次のような条件が基本となる。
- (1) 衛生等管理自主基準  
衛生等管理自主基準を満たすこと。
  - (2) 自主管理マニュアル  
所定事項について確実に実施、記録を保持できていること。
  - (3) 浴槽水水質確保  
ア、年三回は公的施設に検査依頼して公に証明を受けること。  
イ、毎日の記録を協会に提示、チェックを受けること。

- (4) 原湯及び上がり用湯に浴槽水(ろ過されたものを含む)が混和しないような構造であること。
- 6 便所  
(1) 男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設けること。  
また、高齢者、小児等を配慮した便器を設けることが望ましい。  
(2) 窓又は換気設備等を有すること。  
(3) 流水式手洗い設備が備えられていること。
- 7 排水設備  
(1) 浴場の水を屋外の下水道、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること。  
(2) 排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート製等の不透水性材料を用い、臭気の

- 1 IV、衛生管理  
施設全般の管理  
(1) 施設設備は、(表1)により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。  
なお、消毒には、材質に応じ、逆性石鹼、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム液、クレゾール石鹼液、フェノール水、オルソクロルベンゼン液等を用いること。  
(2) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。(表2)

- 2 換気、温度  
脱衣室、浴室及びサウナ室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。  
なお、空気中の炭酸ガス濃度は一五〇ppm以下、一酸化炭素濃度は一〇ppm以下であること。
- 3 採光、照明  
施設内の各場所は、十分な照度があり、おむね次の範囲の照度であることが望ましい。(表3)
- 4 脱衣室の管理  
(1) 床面は、常に適度な乾燥が保たれていること。  
(2) 足ふきマット及びベビ

- 5 浴室の管理  
(1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるような毎日保守点検すること。  
(2) 浴槽水の温度は、おおよね四二℃を標準とする。  
(3) 浴槽水は、常に満ばい状態に保ち、十分な原湯の供給、循環る過等により、清浄に保つこと。  
また、上がり用湯及び

- 6 浴槽水等の水質管理  
(1) 原水、上がり用湯及び浴槽水は、一年に一回以上水質検査を行い、その記録を一年以上保存すること。  
また、必要に応じ、原湯及び上がり用水について水質検査を行うこと。  
(2) 前記の水質検査に係る検査項目、水質基準及び検査方法については、「公衆浴場における水質等に関する基準」(昭和三十八年十月二十三日環発第四七七号)の第三及び第四によること。  
(3) 飲用水を供給する設備から供給される水については、水道法等で規制を受ける水にあっては当該法律等により水質検査を行い、それ以外の水については次に水質検査を行うこと。  
① 井戸水等を飲用に供する場合、給水栓における水について、次の(表4)により水質検査を行い、その結果を一年以上保存すること。

<表-4>

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水道法第4条第1号、第4号、第5号及び第6号に係る検査項目	1年に1回以上

<表-5>

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
遊離残留塩素	1年に1回以上

今回の第10回国際サウナ会議は、社団法人日本サウナ協会が発足一周年を記念して、初めて日本開催が実現したもので、ヨーロッパのサウナは、医療中心に発展してきたので、「楽しめる」サウナへの移行段階を迎えている。一方、日本は、レジャー的な印象が先行し、近年から健康・医療としてのサウ

## 第10回国際会議開催の意義とは

ナ研究を強化しており、全く対照的な状況にあるといえる。わが国のサウナに関する研究は、きたるべき余暇時代、高齢化社会における健康増進施策への寄与と、サウナ浴の正しい利用方法の普及、民間レベルでの国際交流を図る意味からも、国際サウナ会議は画期的な意義をもつものといえる。

また、必要に応じ、原湯及び上がり用水について水質検査を行うこと。  
(2) 前記の水質検査に係る検査項目、水質基準及び検査方法については、「公衆浴場における水質等に関する基準」(昭和三十八年十月二十三日環発第四七七号)の第三及び第四によること。  
(3) 飲用水を供給する設備から供給される水については、水道法等で規制を受ける水にあっては当該法律等により水質検査を行い、それ以外の水については次に水質検査を行うこと。  
① 井戸水等を飲用に供する場合、給水栓における水について、次の(表4)により水質検査を行い、その結果を一年以上保存すること。

② 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽(以下、「小規模受水槽」という。)の水を飲用に供する場合、給水栓における水について、次の表により水質検査を行い、その結果を一年以上保存すること。  
③ 飲用水に異常を認めるときは、臨時に水道法第四条に係る検査項目のうち、必要な検査又はトリクロロエチレ

- 7 給水、給湯設備の管理  
(1) 給水、給湯設備は、一年に一回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。  
小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましい。  
(2) 循環ろ過式装置を使用する場合は、ろ過が十分に行われていることを適宜確認すること。  
(3) 浴槽水について、塩素消毒等、清浄な浴槽水を供給するための適切な措置を講ずること。
- 8 入浴者に対する制限  
(1) おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。  
(2) 伝染性の疾病にかかっている者認められる者又は泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと。  
(3) 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。
- 9 従業員の衛生管理  
(1) 衣服は、常に清潔に保つこと。  
(2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあってはこの限りでない。

- 10 その他  
(1) 入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。  
(2) 入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。  
(3) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。  
\* (4) 入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいものを、又は消毒したもの(材質等に応じ、クレゾール水、逆性石鹼液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの)を用いること。  
\* (4) 入浴者にカミソリを貸与する場合は、新しいもののみとする。  
(5) 使用済みのカミソリを放置させないこと。  
(6) 善良な風俗の保持に努めなければならないこと。
- V、自主管理体制  
1 営業者は、本要領に基づき、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業員に周知徹底すること。  
2 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自ら責任者となり又は従業員のうちから責任者を定めること。  
3 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。



